

第 20 号議案

債権の放棄について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 21 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

債権の放棄について

下記のとおり債権を放棄する。

記

- | | |
|------------|---|
| 1 債権の内容 | 生活保護法第 78 条に基づく徴収金 |
| 2 債務者 | 足立区東和在住者 |
| 3 放棄する債権の額 | 2,633,165 円 |
| 4 放棄の理由 | 債務者が令和 2 年 9 月 8 日に死亡したため、
相続人調査を実施したが、相続人不存在が判明
し、債権を回収する見込みがないため。 |

(提案理由)

債権の放棄について、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定に基づき、区議会の議決を得る必要があるため、この案を提出いたします。